

太陽光発電設備の設置の際は 届出をお願いします

土岐市太陽光発電設備設置指導要綱

※住宅・事務所・倉庫等建築物の屋根に設置する場合は対象外です。

1,000㎡以上の土地に太陽光発電設備等を設置する場合に、
市への事前の届出をお願いしております。

●届出の対象となる事業

- ①太陽光発電設備の設置区域の土地の面積の合計が1,000㎡以上
- ②既に太陽光発電設備を設置した土地や設置中の土地と合わせて設置する場合で、その土地の面積の合計が1,000㎡以上

※発電設備の設置にあたり、山林を伐採して設置する（抜根するが切盛りしない場合を含む。）場合や、駐車場や建物跡地に設置する場合、開発許可を受け工事が完了した土地の形状のまま設置する場合など切土、盛土、その他土地の形質の変更を伴わない場合であっても、届出は必要です。

※①②に該当する場合であっても、同時に土岐市土地開発指導要綱第2条第3号に規定する開発行為等に該当する場合は、開発指導要綱の規定に従い、太陽光指導要綱は適用されません。

●届出の対象とならない設備等

住宅や事務所、倉庫など建築物の屋根や屋上に設置するものは対象となりません。

●必要な手続き

設置事業に着手する50日前までに、土岐市役所都市計画課へ「太陽光発電設備設置事業届出書」を2部届出してください。

●設置事業者の責務

- ①設置事業を計画するにあたり、地元自治会等に対し、あらかじめ、計画の内容、工事施行方法等を周知し、調整を図ってください。
- ②関係法令を遵守するほか、設置区域、周辺地域の自然、景観及び生活環境に十分に配慮し、事故、公害及び災害などの事故等を防止に努めてください。
- ③事故等が発生したとき、又は紛争が生じたときは、自己の責任において解決し、再発防止のための措置を講じてください。

●ご注意

- ・経済産業省資源エネルギー庁の策定する事業計画策定ガイドラインに従って事業を行ってください。
- ・土地の境界を侵さないよう、十分に注意してください（特に山林において）。
- ・関係法令について必ず担当部署で確認し、手続きに漏れがないようにしてください。
- ・法面保護や雨水排水の安全確保等、周辺環境に危険を及ぼさないよう事業者の責任において事業を行ってください。

●お問い合わせ

土岐市役所建設水道部都市計画課 開発指導係
〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
電話 0572-54-1111 内線 547
FAX 0572-54-7749
toshi@city.toki.lg.jp